

**「医療・介護保険等の保険料・窓口負担の減免措置」見直しに関し 法令に則った施策を求める
厚労省再回答への抗議と追加質問**

内閣総理大臣 石破 茂 様
厚生労働大臣 福岡 資麿 様

避難指示区域等の「医療・介護保険等の保険料・窓口負担の減免措置」（「医療費等減免措置」）は、「平成32年東北地方太平洋沖地震により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料及び一部負担金の取扱いについて」（厚生労働省保険局国民健康保険課、2011年3月11日、以下「3.11事務連絡」）で指示されているとおり、「特別の理由、事情」に置かれている国民に対する医療費支援を定めた各種健康保険法に基づいて行われている支援です。ところが、2025年6月26日、厚労省（国民健康保険課）は、被害が継続している現状にも関わらず支援措置を削減・廃止するのは法令違反ではないかとの私たちの問い[6月9日付け公開質問状、質問項目1.(3),(4)]に対し、「『特別の事情に置かれる事故被害者に対して行われている支援』とは内容が異なっている」と回答し、3.11事務連絡がなかったかのように振る舞いました。これに対し、事故被害者が深刻な被害の実情が続いていることを具体的に訴え、私たちが「医療費等減免の法的根拠」を改めて問い質したところ、厚労省は「基本的に、国民健康保険におきましては国民健康保険法に基づいて行っている」と「健康保険法」による施策であることを認めました。

そこで、健康保険法に基づくこと認めた上で、「特別な理由・事情」に対する支援とは異なると厚労省が主張するのであれば、「『特別な理由・事情』以外の健康保険法のどの条文に基づくものか」と、市民側から改めて問われたのに対し、厚労省は回答できなかったことから、公開質問状に対する当初の回答を撤回し、後日文書で再回答することになりました。

しかし、一ヶ月以上経っても再回答はなされませんでした。そこで、7月31日に福島みずほ議員事務所を通じて厚労省健康保険課の担当者に問い合わせたところ、8月5日になって、やっと「再回答」が送られてきました。その内容は、未だ原発事故被害による困難な事情の下で苦しんでいる被害者に対し、「医療費等減免措置」の削減・廃止の「閣議決定」（2021年3月の閣議決定「『第2期復興・創世期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」）を被害者に押し付ける姿勢を変えないばかりか、「『特別の理由・事情』に置かれている事故被害者に対して、法令に則って行われている支援とは異なります。」と再回答し、3.11事務連絡の指示内容に反する答弁を繰り返しています。6月26日の話し合いの中で厚労省自身が認めた、原発事故被害者への「医療費等減免措置」が「健康保険法」に則って行われているという周知の事実をも覆す、二重の意味で、許し難い回答です。「法令に基づいて施策を行う」という、法治国家の政府の省庁としてあるまじき回答であり、3.11事務連絡そのものを隠蔽する行為であり、嚴重に抗議すると共に、同回答の再度の撤回と、真摯な反省の上に立った再々回答を求めます。

さらに、以下（質問1.2.）を追加質問いたします。二週間以内に、福島議員事務所を通じてご回答ください。

追加質問1.

医療費等減免措置の法的根拠は、厚生労働省保険局国民健康保険課による都道府県関係部局への2011年3月11日事務連絡（以下「3.11事務連絡」）に明記されており、「特別の理由・事情」に置かれている事故被害者に対して、法令に則って行われている支援とは異なります。」という今回の厚生労働省回答は「3.11事務連絡の法的根拠」を否定するものとなっています。3.11事務連絡との不整合の理由を説明し、「3.11事務連絡とは異なる法的根拠で医療費減免措置を導入した」というのであれば、その法的根拠を示してください。

（理由）

厚生労働省保険局国民健康保険課からの平成23年3月11日付け発出文書「平成32年東北地方太平洋沖地震により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料及び一部負担金の取扱いについて」には、次のように記されています。

1. 国民健康保険においては、特別な理由がある被保険者に対し、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第44条、第77条及び第81条の規定に基づき、保険者の判断により、国民健康保険料の徴収猶予、納期限の延長及び減免並びに一部負担金の徴収猶予及び減免を行うことができることとなっており、被災被保険者の国民健康保険料及び一部負担金についても被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。

この国民健康保険法第44条、第77条、第81条には次のように記されています：

第四十四条 市町村及び組合は、特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に第四十二条又は前条の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の各号の措置を採ることができる。

- 一 一部負担金を減額すること。
- 二 一部負担金の支払を免除すること。
- 三 保険医療機関等に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

第七十七条 市町村及び組合は、条例又は規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

第八十一条 第七十六条から前条までに規定するもののほか、賦課額、保険料率、納期、減額賦課その他保険料の賦課及び徴収等に関する事項は、政令で定める基準に従つて条例又は規約で定める。

労働者健康保険(社会保険)が対象の健康保険法では、一部負担金の減免措置について次のように記されています：

第七十五条の二 保険者は、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情がある被保険者であつて、保険医療機関又は保険薬局に第七十四条第一項の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置を採ることができる。

- 一 一部負担金を減額すること。
- 二 一部負担金の支払を免除すること。
- 三 保険医療機関又は保険薬局に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

また、労働者健康保険の保険料減免措置については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年五月二日法律第四十号)」に次のように記されています：

第八十一条 政府は、次の各号のいずれにも該当する労働保険の適用事業の事業主から申請があつた場合において、必要があると認めるときは、…徴収法第十一条第一項に規定する一般保険料の額のうち当該労働保険の適用事業が第二号に該当するに至った月から当該労働保険の適用事業が同号に該当しなくなるに至った月の前月までの期間に当該労働保険の適用事業の事業主がその事業に使用する全ての労働者に支払う賃金の総額に徴収法第十二条第一項に規定する一般保険料に係る保険料率を乗じて得た額に相当する部分、徴収法第十三条に規定する第一種特別加入保険料の額のうち免除対象期間に係る部分として厚生労働省令で定める額及び徴収法第十四条の二第一項に規定する第三種特別加入保険料の額のうち免除対象期間に係る部分として厚生労働省令で定める額を免除することができる。

- 一 当該労働保険の適用事業の行われる場所が平成二十三年三月十一日において特定被災区域に所在していたこと(事業の期間が予定される労働保険の適用事業にあつては、当該事業の事業主の事務所が特定被災区域に所在していたこと)。
- 二 当該労働保険の適用事業が東日本大震災による被害を受けたことにより、当該労働保険の適用事業に使用される労働者に対する賃金の支払に著しい支障が生じていることその他の徴収法第十条第二項に規定する労働保険料の支払が困難であると認められる事情が生じていること。

- 2 政府は、徴収法第十四条第一項に規定する第二種特別加入者が次の各号のいずれにも該当し、かつ、当該第二種特別加入者の団体から申請があった場合において、必要があると認めるときは、徴収法第十五条第一項及び第二項並びに第十九条第三項の規定にかかわらず、第二種特別加入保険料の額のうち当該第二種特別加入者について第二号に該当するに至った月から同号に該当しなくなるに至った月の前月までの期間に係る部分として厚生労働省令で定める額を免除することができる。
- 一 平成二十三年三月十一日において特定被災区域に住所を有していたこと。
 - 二 当該第二種特別加入者が東日本大震災による被害を受けたことにより、第二種特別加入保険料の支払が困難であると認められる事情が生じていること。

追加質問2.

厚生労働省の進めている「医療費減免措置の段階的廃止」は福島原発事故被害者の「特別な理由、事情」を無視したものであり、「生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟の最高裁判決」で示された判示にも反し、国民健康保険法や健康保険法に違反して違法だ、と私たちは考えますが、いかがですか。また、厚生労働相による「医療費減免措置の段階的廃止」決定は「裁量権の範囲の逸脱や乱用」に当たり、首長等一部の意見しか聴取せず、福島原発事故被害者の訴えを無視した「厚労相の判断の過程及び手続きには過誤・欠落があった」と私たちは考えますが、いかがですか。これらが失当だと主張するのであれば、その法的根拠を具体的に示してください。

(理由)

2025年6月27日に出された「生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟の最高裁判決」では、「厚生労働相は2013～15年、生活保護費のうち、食費や光熱費にあたる『生活扶助』基準を順次引き下げる改定をした」が、この「改定は生活保護法に違反して違法だ」と断じ、「自治体による保護変更決定処分を取り消す」と判示しています。具体的には、「生活保護法により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。保護基準は、要保護者の年齢や性別などに応じて必要な事情を考慮し、最低限度の生活の需要を満たすのに十分かつ超えないものでなければならない。」「厚生労働相には基準改定にあたり、専門技術的、政策的な見地から裁量権がある。改定の判断に裁量権の範囲の逸脱や乱用があれば、同法に違反し違法となる。」「物価変動率のみを直接の指標として基準の改定率を定めることが専門的知見などと整合すると言うために必要な説明を、国がしたとは言えない。デフレ調整における厚労相の判断の過程及び手続きには過誤・欠落があったと言うべきだ。」「(2025.6.27 朝日新聞による判決要旨)

これを、「福島原発事故被害者に対する健康保険料や一般負担金などの医療費減免措置」の段階的廃止に則して言えば、国民健康保険法や健康保険法における「特別の理由」、「特別の事情」があれば、減免措置をとれると規定されていて、厚生労働省は、まさに、この法的根拠に基づいて、医療費減免措置を導入しましたが、「特別の理由」や「特別の事情」が消失したと判断するための各種調査を行わず、原発事故被害者からの聞き取りもせず、関連首長等だけからの意見聴取で医療費減免措置の段階的廃止を決定しています。「復興庁と厚生労働省において、住民の皆様身近な存在である福島県内の12市町村への訪問等を通じて御意見を伺い、いただいた御意見を十分に反映したものであり、適切な方法で決定したものと考えております。」との今回の回答は、まさに、これを裏付ける以上のものではありません。これは、「厚生労働相の裁量権の範囲の逸脱や乱用」に当たり、違法です。にもかかわらず、今回の回答では、「3. 11事務連絡」で示された医療費減免措置導入の法的根拠(＝国民健康保険法や健康保険法における「特別の理由、事情」)を根拠なく否定し ---- しかも、6月27日の交渉で「医療費減免措置導入の根拠は国民健康保険法や健康保険法だ」と認めながら、その具体的な条項を示せないために一旦撤回したにもかかわらず、同じ主張を今回再び根拠なく蒸し返し ---- 「被保険者間の公平性等の観点から、避難指示解除の状況も踏まえ、適切な周知期間を設けつつ、激変緩和措置を講じながら、適切な見直しを行う」との令和3年3月の閣議決定を持ち出して理由付けしています。しかし、この閣議決定そのものが医療費減免措置の導入経緯を無視したものであり、違法だと言えます。

「生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟の最高裁判決」は、「生活保護法により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と判示しており、医療費減

免措置が必要となる「特別の理由」、「特別の事情」が消失していなければ、その「段階的廃止」は、憲法に保障された「健康で文化的な生活水準」を維持できなくするものです。避難指示は解除されたものの、原発事故被害者の生活は事故前とは比較できないほど過酷な状態が続いており、それに「医療費減免措置の段階的廃止」が加われば、生活は一層苦しくなります。その実情を知ることなく、違法な「段階的廃止」を継続することは「違法に違法を重ねる」ことだと言えます。

以上

提出団体：脱原発福島県民会議、双葉地方原発反対同盟、福島原発事故被害から健康と暮らしを守る会、フクシマ原発労働者相談センター、原水爆禁止日本国民会議、原子力資料情報室、全国被爆2世団体連絡協議会、原発はごめんだ！ヒロシマ市民の会、チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西、ヒバク反対キャンペーン

連絡先：原子力資料情報室（担当：高野聡） Tel：03-6821-3211 e-mail: takano@cnic.jp
チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西（担当：振津かつみ） Tel：090-3941-6612
e-mail: cherno-kansai@titan.ocn.ne.jp